



様式第10号（第11条の3第1項関係）

瑞浪市指令第261号

住所 可児市下恵土233番地1

氏名 株式会社 橋本

代表取締役 橋本 和彦 様

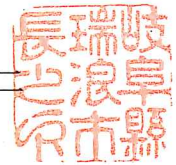
一般廃棄物収集運搬業許可証

コピー厳禁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明します。

令和4年3月2日

瑞浪市長 水野 光二



記

1 事業の範囲

取り扱う一般廃棄物の種類

- ① 事業系一般廃棄物（可燃物・不燃物）
- ② 特定家庭用機器廃棄物
- ③ 市が収集運搬する対象外の一般廃棄物

2 許可期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

3 許可条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
- (2) 毎年4月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における一般廃棄物の収集又は運搬について、一般廃棄物収集運搬業務報告書（様式第25号）を提出すること。